

登録電気工事業者 承継による登録事項変更の届出

登録電気工事業者の地位を承継(営業譲渡(法人化含む)、相続等)した場合は、承継のあった日から30日以内に下表のとおり届出をしなければなりません。

◆ 届出書類一覧表

譲渡による承継	相続による承継
・登録事項等変更届出書(様式第11(第7条))	・登録事項等変更届出書(様式第11(第7条))
・登録電気工事業者承継届出書(様式第6(第6条))	・登録電気工事業者承継届出書(様式第6(第6条))
・電気工事業譲渡証明書(様式第8(第6条))	①登録電気工事業相続同意証明書(様式第9(第6条)) 被相続人の配偶者及び子のうち、承継者以外に相続人がいる場合に使用してください。相続人(承継者以外)全員分必要です。 または ②登録電気工事業者相続証明書(様式第10(第6条)) 被相続人の配偶者及び子のうち、承継者以外に相続人がいない場合に使用してください。
・誓約書(施行規則2-2-1(個人)または(法人))	・誓約書(施行規則2-2-1(個人))
【主任電気工事士の変更を伴う場合】 ・主任電気工事士の免状の写し(第一種電気工事士は講習受講記録を含む) 【主任電気工事士を雇用する場合に限り】 ・誓約書(施行規則2-2-2(主任電気工事士)) ・雇用証明書 ・主任電気工事士の住民票等 【第二種電気工事士を主任電気工事士とする場合に限り】 ・主任電気工事士等実務経験証明書(様式1または2)	【主任電気工事士の変更を伴う場合】 ・主任電気工事士の免状の写し(第一種電気工事士は講習受講記録を含む) 【主任電気工事士を雇用する場合に限り】 ・誓約書(施行規則2-2-2(主任電気工事士)) ・雇用証明書 ・主任電気工事士の住民票等 【第二種電気工事士を主任電気工事士とする場合に限り】 ・主任電気工事士等実務経験証明書(様式1または2)
・承継者の住民票等または履歴事項全部証明書	・承継者の戸籍謄本、改製原戸籍(6ヶ月以内発行のもの) ・承継者の住民票等
・被承継者の登録証	・被承継者の登録証
手数料 : 徳島県収入証紙 ¥2,200 (登録証の訂正が必要な場合)	手数料 : 徳島県収入証紙 ¥2,200 (登録証の訂正が必要な場合)

◆ 注意

- 住所
【個人の場合】住民票等の住所を記入
【法人の場合】履歴事項全部証明書に記載されている住所を記入
- 氏名又は名称
【個人の場合】氏名を記入
【法人の場合】法人名及び代表者名を記入
- 住民票等とは
住民票のほか、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピー等を提出してください。
(例: 運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等)
マイナンバー(個人番号)が記載されたものは受理できませんのでご注意ください。
- 住民票等、履歴事項全部証明書
原則、発行日付のあるものは申請日の6ヶ月前以降の書類を提出してください。
運転免許証等については、有効期限内のものを提出してください。
- 個人から法人、法人から個人へは“譲渡”による承継となります。
- 有限会社から株式会社、株式会社から有限会社への組織変更の場合は、登録事項(申請者の名称)の変更申請となります。
- 主任電気工事士等実務経験証明書
第二種電気工事士免状の取得後、登録電気工事業者もしくはみなし登録電気工事業者のもので、3年以上の一般用電気工作物等の電気工事の実務経験を有することが必要です。
※申請者以外の第三者である個人又は法人の証明書には、個人印又は法人印の押印が必要です。
- 記載を訂正した場合は訂正箇所を二重線で訂正してください。